

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版

令和 7 年 4 月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

<目 次>

はじめに

I 基礎編

II 実施編

III 資料編

■ 先行事例

■ パンフレット

■ 上下水道一体のウォーターPPP 契約書（例）及び要求水準書（例）

はじめに

本ガイドライン策定（改訂）にあたって

本ガイドラインは、これからウォーターPPP の導入を検討する地方公共団体の実務担当者にとって、分かりやすく、かつ、検討に必要な情報、ポイント、留意点が盛り込まれていることを最優先に考え、策定しています。

加えて、実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫を導入しようとする場合に、参考になる情報やヒントを、実施編において記載することとしています。

地方公共団体においては、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即したウォーターPPP にカスタマイズすることを期待しています。

なお、今後、ウォーターPPP の検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直しを行います。

ウォーターPPP のコンセプト

ウォーターPPP は、職員不足、施設の老朽化、水道料金や下水道使用料収入の減少等、地方公共団体の抱える課題を解決し、上下水道分野の持続性を向上させるための一つの有効な手段です。

社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託するウォーターPPP により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指します。

そのためには、地方公共団体だけでなく、担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要です。